

## 不動産登記法 登記識別情報の提供 管業 H25-43-3 &lt;&lt;#457&gt;&gt;

【問】 正誤をつけよ。

権利に関する登記を申請する場合には、登記識別情報を申請情報と併せて提供しなければならず、これを提供できないときには、**登記申請をすることができない。**

【答え】 誤り

## &lt;&lt;ポイント&gt;&gt; 登記識別情報の提供

登記権利者及び**登記義務者**が共同して**権利に関する登記**の申請をする場合その他登記名義人が政令で定める登記の申請をする場合には、申請人は、その申請情報と併せて**登記義務者**(政令で定める登記の申請にあつては、**登記名義人**。)の**登記識別情報を提供しなければならない**。ただし、前条ただし書の規定により**登記識別情報が通知されなかった場合**その他の申請人が**登記識別情報を提供することができないことにつき正当な理由がある場合は**、この限りでない。(不登法 22 条)。

⇒ 不通知、失効、失念など

